

既存税制のグリーン化（脱温暖化税制）提案の概要

NO. 2-1

項目	内容																																																							
施策名称	C02の着実な削減に向けた基本施策に取り組みます。 【低燃費・低排出ガス車の普及】（ロードマップ（3）-1-13）																																																							
目的 （指標）	横浜市内において、排出ガスがゼロ、C02排出量がガソリン車の1/4程度、ハイブリッド車の1/2以下で環境性能に優れた次世代電気自動車（EV）の普及推進を図る。 現状：11台→平成26年度：1,100台 （「かながわ電気自動車普及推進方策」から推計）																																																							
税の種類	軽自動車税																																																							
グリーン化の対象	軽自動車税が課税される車両のうち、もっぱら電気を動力源とするもの																																																							
特定方法	当該自動車の車検証や所定の申請書により特定																																																							
グリーン化の内容	<table border="1"> <tr> <td>税制活用方法</td> <td>課税免除または減免</td> </tr> </table> <p>軽自動車税の対象となる車両のうち、電気を動力源とするものについて、平成22年度から5年分の税額を全額軽減</p> <p>※ 軽減対象は、平成22年4月1日現在において登録されているもの及び平成21年4月以降平成26年度までに新規登録されたもの。</p>	税制活用方法	課税免除または減免																																																					
税制活用方法	課税免除または減免																																																							
増減収見込	<p>▲792万円（1年間）</p> <p>※仮に自家用4輪軽自動車（@7,200円）1,100台分を軽減したものととして算出</p>																																																							
参考数値	<p>軽自動車税を課税している電気自動車数（平成21年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>区分</th> <th>課税総数</th> <th>電気自動車数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td>2輪（125～250cc）</td> <td>60,149台</td> <td>1台</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>3輪（660cc以下）</td> <td>0台</td> <td>0台</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪乗用</td> <td>営業用</td> <td>47台</td> <td>0台</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>119,207台</td> <td>40台</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4輪貨物</td> <td>営業用</td> <td>6,101台</td> <td>2台</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>63,085台</td> <td>8台</td> <td>0.01%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊</td> <td>農耕用</td> <td>1,916台</td> <td>26台</td> <td>1.36%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,871台</td> <td>466台</td> <td>16.23%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原付</td> <td>50cc以下</td> <td>228,702台</td> <td>199台</td> <td>0.09%</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>1,405台</td> <td>36台</td> <td>2.56%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td>592,044台</td> <td>792台</td> <td>0.13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「平成21年度市町村税課税状況等の調」に基づき作成）</p>	車種	区分	課税総数	電気自動車数	割合	軽自動車	2輪（125～250cc）	60,149台	1台	0.00%	3輪（660cc以下）	0台	0台	0.00%	4輪乗用	営業用	47台	0台	0.00%	自家用	119,207台	40台	0.03%	4輪貨物	営業用	6,101台	2台	0.03%	自家用	63,085台	8台	0.01%	小型特殊	農耕用	1,916台	26台	1.36%	その他	2,871台	466台	16.23%	原付	50cc以下	228,702台	199台	0.09%	ミニカー	1,405台	36台	2.56%	2輪の小型自動車		592,044台	792台	0.13%
車種	区分	課税総数	電気自動車数	割合																																																				
軽自動車	2輪（125～250cc）	60,149台	1台	0.00%																																																				
	3輪（660cc以下）	0台	0台	0.00%																																																				
	4輪乗用	営業用	47台	0台	0.00%																																																			
		自家用	119,207台	40台	0.03%																																																			
	4輪貨物	営業用	6,101台	2台	0.03%																																																			
		自家用	63,085台	8台	0.01%																																																			
	小型特殊	農耕用	1,916台	26台	1.36%																																																			
その他		2,871台	466台	16.23%																																																				
原付	50cc以下	228,702台	199台	0.09%																																																				
	ミニカー	1,405台	36台	2.56%																																																				
2輪の小型自動車		592,044台	792台	0.13%																																																				
実施期間	<p>開始年度：平成22年度</p> <p>軽減期間：5年間（平成26年度まで）</p> <p>※ただし、今後の電気自動車の普及状況を勘案し、延長も想定する。</p>																																																							

【参考1】軽自動車税:標準税率一覧表(年税額)

車種	区分(総排気量等)		年税額
軽自動車	2輪(125ccを超え250cc以下のもの)		2,400円
	3輪(660cc以下のもの)		3,100円
	4輪乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	4輪貨物	自家用	4,000円
		営業用	3,000円
原動機付自転車	50cc以下のもの	ミニカー(3輪以上のもので20ccを超えるもの。ただし、屋根付3輪を除く。)	2,500円
		上記以外のもの	1,000円
	50ccを超え90cc以下のもの		1,200円
	90ccを超え125cc以下のもの		1,600円
	専ら雪上を走行するもの		2,400円
小型特殊自動車	農耕作業用(最高速度35km/h未満)		1,600円
	その他(最高速度15km/h以下)		4,000円
2輪の小型自動車(250ccを超えるもの)			4,000円

【参考2】県内の他の自治体における電気自動車に係る軽自動車税の減免措置の状況

自治体	適用期間	対象	減免内容	手続き
大和市 大磯町	平成21年度 ～25年度	軽自動車税が課税される車両すべて(既存・新規)	全額減免(5年間)	所定の申請書や車検証の写しを提出
湯河原町	平成21年度 ～25年度	軽自動車税が課税される車両すべて(新規のみ)	全額減免(新規課税年度分のみ)	所定の申請書や車検証の写しを提出
箱根町	平成21年度 ～25年度	小型特殊車両を除く車両(既存・新規)	全額減免(3年間)	所定の申請書や車検証の写しを提出
藤沢市 (導入予定)	平成22年度 ～26年度	軽自動車税が課税される車両すべて(既存・新規)	全額減免(5年間)	所定の申請書や車検証の写しを提出

【参考3】軽自動車を除く電気自動車に係る自動車諸税の特例措置

項目	内容	
自動車税(県税)	平成21年度に新車新規登録した場合に、翌年度1年間の自動車税を概ね50%軽減(平成21年度までの措置) 神奈川県は独自の措置として全額免除	
自動車取得税(県税)	新車	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車を取得する場合に全額免除
	中古車	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車購入以外で取得する場合に2.7%軽減
自動車重量税(国税)	平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新規・継続検査等(この期間内に最初に受ける検査に限る)を受けた場合に全額免除	

※各車種の本来の自動車取得税 i-MiEV:118,260円 プラグインステラ:121,500円

※各車種の本来の自動車重量税 i-MiEV:13,200円 プラグインステラ:13,200円

【参考4】電気自動車補助制度(平成 21 年度)

		三菱自工 i-MiEV	富士重工 プラグインステラ
価格(消費税込み)		4,599,000 円	4,72,500 円
補助金	国	1,390,000 円	1,380,000 円
	神奈川県	695,000 円	690,000 円
	横浜市	300,000 円	300,000 円
補助を受けたときの価格		2,214,000 円	2,355,000 円

【参考5】電気自動車 1 台あたりの削減効果

<前提>

燃費	軽自動車 19.2km/L	EV(i-MiEV) 8km/kWh
単価	ガソリン料金 126 円/L	電気料金 12.65 円/kWh
走行距離	軽乗用車の月間平均走行距離:493km	

※軽自動車の燃費:三菱自工 i(アイ)のカタログ値

※ガソリン料金:「財団法人日本エネルギー経済研究所 石油情報センター」より、神奈川県のレギュラーガソリン小売価格
(平成 21 年 8 月)

※電気料金:東京電力「電力需給約款」供給電圧 6kV・契約電力 500kW 未満、業務用電力「10 月 1 日から翌 6 月 30 日まで
の期間」料金より(基本料金、消費税等相当額は含まない)

※軽乗用車の月間平均走行距離:社団法人日本自動車工業会(軽自動車の使用実態調査報告書 平成 20 年 3 月)

軽自動車の年間走行距離(493km×12 月=5,916km)から、1 台あたりの経費削減効果は 29,469 円/年

通常のガソリン軽自動車の価格を 150 万円と仮定すると、補助を受けた電気自動車との価格差は 71.4 万円となる。価格差を埋めるには約 24 年必要。

【参考6】電気自動車に係る駐車場の割引制度

横浜市:区役所等の駐車場有料化にあわせて、電気自動車は免除

大和市:市所管の 3 カ所の駐車場について駐車料金を減免

神奈川県:県直営の有料駐車場 5 カ所で 50%程度の料金割引

【参考7】県内有料道路通行料補助(神奈川県)

補助を受けている電気自動車で、利用区間が県内となる有料道路をETCシステムを使って使用した場合、最高で月 5,000 円までキャッシュバック方式で補助する。

既存税制のグリーン化（脱温暖化税制）提案の概要

NO.

2-2

項目	内容																																
施策名称	CO2の着実な削減に向けた基本施策に取り組みます。 【低燃費・低排出ガス車の普及】（ロードマップ（3）-1-13）																																
目的 （指標）	横浜市内において、環境性能の優れた次世代電気自動車（EV又はpHV）の普及促進を図るため、充電設備の整備を促進する。 現状6基（急速充電器：5台、倍速充電スタンド：1台）→平成26年度500基																																
税の種類	固定資産税（償却資産）																																
グリーン化の対象	地方税法附則第15条第24項に定める低公害車用の燃料等供給設備																																
特定方法	所有者から提出される償却資産申告書により把握																																
グリーン化の内容	<table border="1"> <tr> <td>税制活用方法</td> <td>課税免除（既存の地方税法による減額措置への上乗せ）</td> </tr> </table> <p>平成26年度までに取得した低公害車用の燃料等供給設備（天然ガス、電気、水素）の当初3年分の固定資産税の全額を軽減 ※ 地方税法附則第15条第24項により、課税標準の3分の1は軽減されているため、残りの3分の2相当額を軽減</p>	税制活用方法	課税免除（既存の地方税法による減額措置への上乗せ）																														
税制活用方法	課税免除（既存の地方税法による減額措置への上乗せ）																																
増減収見込	<p>▲291万円（初年度）</p> <p>※急速充電器30台（取得価格@415万円）、 倍速充電器470台（取得価格@45万円）で試算</p>																																
参考数値	<p>急速充電器（取得価格415万円）による増額試算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価額</td> <td>3,855,350円</td> <td>3,307,890円</td> <td>2,838,169円</td> </tr> <tr> <td>固定資産税相当額（1.4%）</td> <td>53,974円</td> <td>46,310円</td> <td>39,734円</td> </tr> <tr> <td>特例適用後（3年間）</td> <td>35,983円</td> <td>30,874円</td> <td>26,490円</td> </tr> </tbody> </table> <p>倍速充電器（取得価格45万円）による増額試算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価額</td> <td>418,050円</td> <td>358,686円</td> <td>307,752円</td> </tr> <tr> <td>固定資産税相当額（1.4%）</td> <td>5,852円</td> <td>5,021円</td> <td>4,308円</td> </tr> <tr> <td>特例適用後（3年間）</td> <td>3,902円</td> <td>3,348円</td> <td>2,872円</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	評価額	3,855,350円	3,307,890円	2,838,169円	固定資産税相当額（1.4%）	53,974円	46,310円	39,734円	特例適用後（3年間）	35,983円	30,874円	26,490円		平成22年度	平成23年度	平成24年度	評価額	418,050円	358,686円	307,752円	固定資産税相当額（1.4%）	5,852円	5,021円	4,308円	特例適用後（3年間）	3,902円	3,348円	2,872円
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																														
評価額	3,855,350円	3,307,890円	2,838,169円																														
固定資産税相当額（1.4%）	53,974円	46,310円	39,734円																														
特例適用後（3年間）	35,983円	30,874円	26,490円																														
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																														
評価額	418,050円	358,686円	307,752円																														
固定資産税相当額（1.4%）	5,852円	5,021円	4,308円																														
特例適用後（3年間）	3,902円	3,348円	2,872円																														
実施期間	<p>開始年度：平成22年度</p> <p>軽減期間：5年間（平成26年度まで）</p> <p>※ただし、今後の電気自動車及び充電設備の普及状況により延長も想定</p>																																

【参考1】充電設備の種類と概要

	急速充電器	倍速充電スタンド
主なメーカー	ハセテック、高岳製作所 等	豊田自動織機
入力電源	三相 200V	単相 200V
本体価格	350 万円～415 万円	43 万円～45 万円
補助金	国(上限 175 万円)	横浜市(上限 20 万円)
充電能力	EV(i-MiEV) 30 分(80%) EV(プラグインステラ) 15 分(80%) pHV 充電不可	EV(i-MiEV) 7 時間 EV(プラグインステラ) 5 時間 pHV 1.5 時間
外形寸法(mm)	W:1060 H:1420 D:630	W:300 H:550(スタンド取付時 1470) D:180
質量	380kg	45kg
30 分間充電した時の電気代	440 円(i-MiEV に充電した場合)	12 円(i-MiEV に充電した場合)

【参考2】低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置(平成 21 年度)

制度内容	燃料供給設備(電気、天然ガス、水素)の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
措置内容	最初の 3 年間の課税標準を 2/3

【参考3】エネルギー需給構造改革投資促進税制における所得税・法人税の優遇措置(平成 21 年度)

制度内容	低公害車(燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車(乗用車を除く)、天然ガスフォークリフト)及び低公害車用燃料供給設備(天然ガス、水素)の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
措置内容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、以下の設備を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 ・初年度 100%の減価償却の特例(～H23.3.31)、30%(～H24.3.31) ・7%の所得税(法人税)の特別控除(資本金1億円未満の法人等に限る。)